

飯塚市週休2日工事（土木関係）試行要領

1. 目的

本要領は、建設業における週休2日を推進するために飯塚市が試行する週休2日工事に必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

（1）週休2日

対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事請負契約に基づく完成通知書に記載の完成年月日）までの期間をいう。

（3）対象期間外

- ① 年末年始の期間（12月29日～1月3日の6日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した3日間）
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害その他避けることのできない事由がある場合など）

（4）現場閉所

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。ただし、以下の作業等受注者の責によらないと判断できる場合において休日に作業を行った時は、監督員と協議し休日として取り扱うものとする。

- ① 災害時等緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ② 巡回パトロールや保守点検
- ③ 現場管理上必要な作業を行う場合
- ④ 現場見学会等、現場を公開する場合等

（5）通期の4週8休以上

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、暴風等による予定外の現場閉所の場合も、週休2日の対象とすることができる。

（6）現場閉所率

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

3. 対象工事

本要領の対象工事は、発注者が指定する土木関係工事とする。ただし、以下の条件に該当する工事は対象外とする。

- ① 緊急工事
- ② 災害復旧工事
- ③ 予定価格が200万円（税込）以下の工事
- ④ 単価契約で行う工事
- ⑤ 作業日に特別な制約がある工事
- ⑥ 工期が28日未満の工事や現場施工期間が28日未満の工事など、週休2日の取り組みに適さない工事

4. 発注方式

発注者指定方式（発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。

5. 積算方法

（1）補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

	通期の4週8休以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※市場単価、土木工事標準単価は別紙1の率による。

（2）積算及び変更方法

積算及び変更方法は「減額方式」とし、次による方法とする。

通期の4週8休以上を前提に、適正な工期の設定及び（1）により各経費等を補正し、工事費を積算する。現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち各経費等補正分を減額変更する。

6. 週休2日工事である旨等の明示

発注者は週休2日に対応した工期を設定することとし、週休2日工事の対象であることを次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び特記仕様書
- ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び特記仕様書
- ③ 隨意契約の場合：特記仕様書

7. 現場閉所の確認方法等

① 工事着手前

- ・ 発注者と受注者は対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を、協議により決定する。
- ・ 監督員は、現場閉所予定日を記載した「休日取得計画・実績表（別様式）」を受注者より受領し、通期の週休2日が確保されていることを確認する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所予定日を記載した「休日取得計画・実績表（別様式）」を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、「休日取得計画・実績表（別様式）」の修正に当たっては、受注者間で調整を行うこととする。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所日が記載された「休日取得計画・実績表（別様式）」により、月に一回、対象期間内の現場閉所状況を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況確認のため、「休日取得計画・実績表（別様式）」に現場閉所日を記載し、月に一回、監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 発注者は受注者が週休2日を達成できるよう、4週8休を前提に適正な工期を設定する。したがって、週休2日を達成するための工期の変更は認めない。（受注者の責によらない場合を除く。）
- ・ 監督員は、緊急を要する事案等やむを得ない場合を除き、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

8. 工事成績評定

発注者は、受注者が週休2日工事を実施した場合、取組状況に応じ加点評価を行う。通期の4週8休以上を達成した場合、工事成績評定の「施工状況」の「工程管理」について原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことができる。

なお、通期の週休2日を達成できなかった場合であっても、理由書（別様式）の提出のみで減点は行わない。

9. その他

（1） 週休2日工事の見える化

受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等に明示する。

（2） アンケートの実施

発注者は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するために、週休2日工事を実施した受注者へ工事完成日以降にアンケート調査への協力を依頼することができる。

(3) 週休2日実施証明書

発注者は、受注者から「週休2日実施証明書発行申出書（別様式）」の提出があった場合、週休2日実施証明書（別様式）を発行する。

(4) その他事項

この要領の定めのない事項や、すでに公告及び指名通知を行っている工事については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。